

第2章 韓国におけるコメ市場開放の影響

—ミニマムアクセスを中心に—

樋口 倫生

1. はじめに

周知のように、韓国は日本同様、コメを主食とする国であり、農業部門においてコメは非常に重要な産業といえる。しかし所得の増加とともに、食の西洋化が進み、その消費量は年々減少している。さらに 1995 年からミニマムアクセス (MA) 米⁽¹⁾の輸入を行っており、このような輸入の増加や消費の減退に直面して、過剰供給の問題が顕在化している。それ故現在、関税化受け入れや生産調整の導入等が様々な場で検討されている。

また世界貿易の観点からみると、MA 米の存在は、現時点ではあまり大きなものではないが、中長期的には、コメ貿易、あるいはその代替財の小麦貿易等へ影響を及ぼすものと考えられる。

本稿では、以上の点を念頭におき、特に MA 米に注目し、コメの国内需給にいかなる影響を与えているのかを観察する。

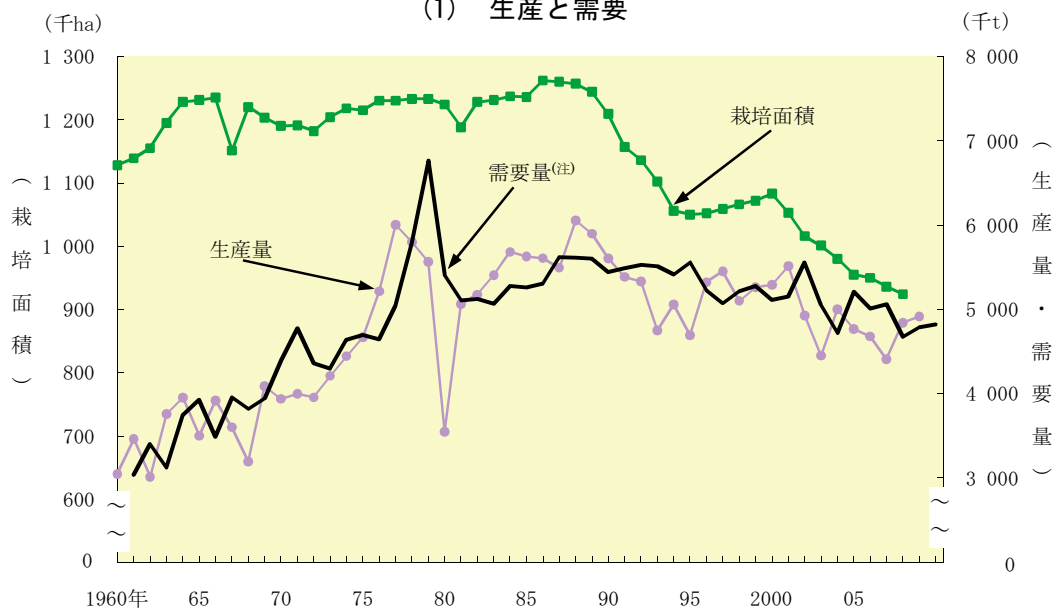
2. コメ農業の状況

MA 米に関する議論を行う前に、まず韓国のコメの生産と消費の現状を概観しておこう。栽培面積を確認すると (第 1 図 (a)), 1960 年から 80 年代後半まで、なだらかに増加していたが、87 年からは宅地開発や公共施設建設等の他用途への転換が進み顕減しており、2009 年には 87 年の 3/4 となっている。生産量 (精米単位) については (第 1 図 (a)), 1960 年には 304 万トンであったが、栽培面積の拡大や収量の高まりで 77 年に 601 万トンを記録するまで大幅に増加している。その後、1980 年の冷害による大凶作で 355 万トンまで急減するが、翌 81 年に 500 万トン以上の水準に回復し、88 年に再び 600 万トンを越えるまで増加している。1980 年代後半以降は、栽培面積の減少や低収穫高品質米の普及等が相まって、持続的に減っている。収量の推移は (第 1 図 (b)), 1960 年以後、技術進歩あるいは新技術の普及により、概ね上昇してきた。特に、1970 年代の急激な増加には、緑の革命で多収穫品種の統一米が開発・導入されたことが大きく寄与している。

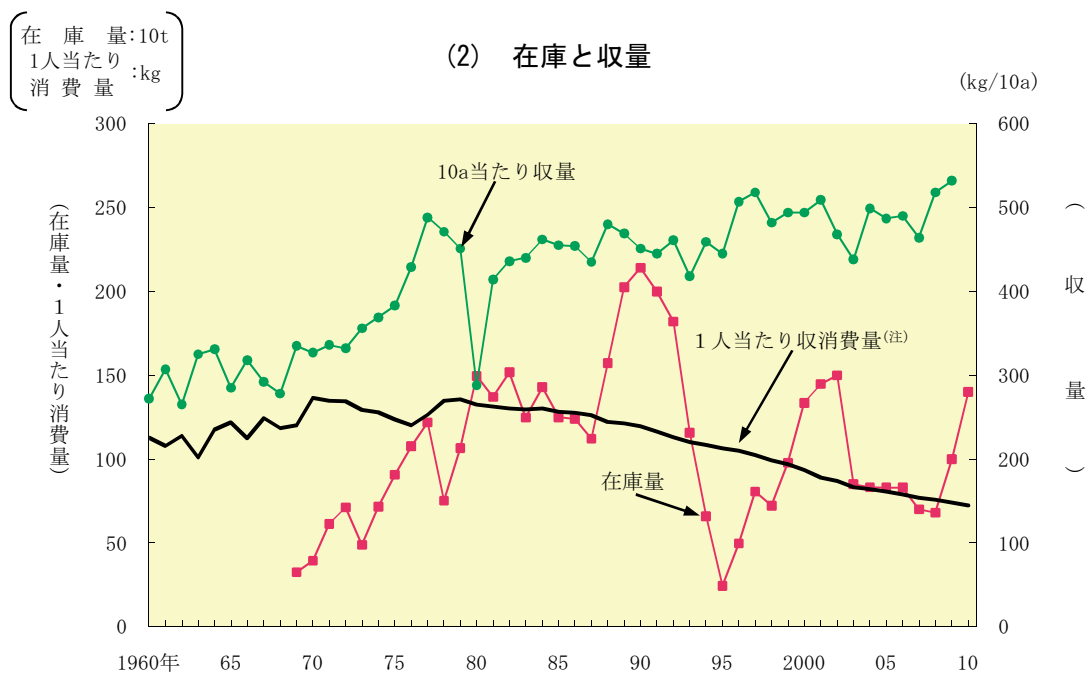
需要面に関しては (第 1 図 (a)), 1970 年代後半まで増加した後急落している。1980 年代に入ると緩慢な上昇を示すが、80 年代半ばから減少局面となっている。1 人当たりの年間消費量をみると (第 1 図 (b)), 全体需要よりも早くから低下しており、1979 年以降一貫して減少していることが見て取れる。具体的な数値で示すと、1979 年に 136kg であったが、2009 年には 74kg となっており、79 年の 55%水準ではほぼ半減している。

第1図 米の需給動向

(1) 生産と需要



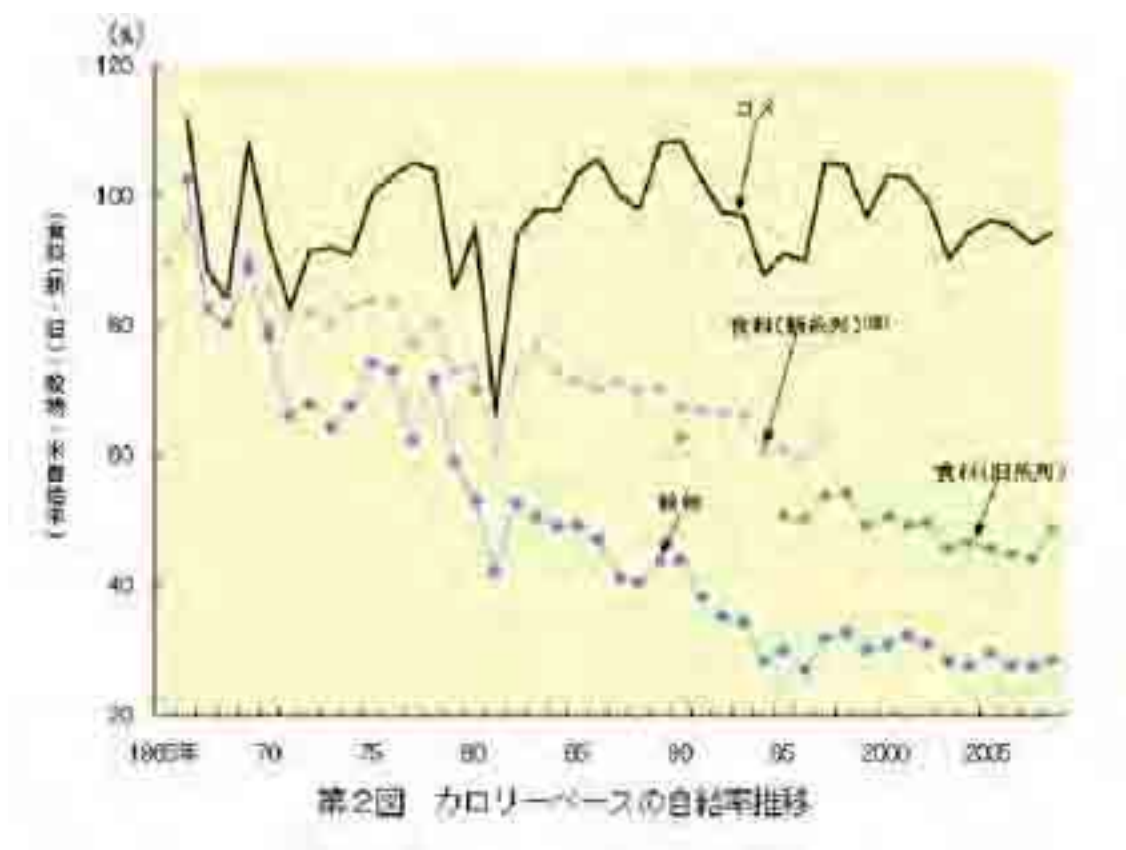
(2) 在庫と収量



(b) 在庫と収量

資料：『農林水産食品統計年報』（各年版），農林水産食品部（2010）。

注．穀物年度（前年11月～当年10月）基準。2010年は推定値。



資料：第 11 表参照

注．新系列では，肉類について飼料自給率を考慮している。

このようにコメの需給が推移するなかで，農業部門では生産性の上昇が相対的に鈍化し，比較劣位化が確実に進行した。この比較劣位化は，第 2 図の自給率の値から把握できる。第 2 図に描かれているように，カロリーベースの自給率（新系列）は 1970 年の 79.5%から 90 年に 62.6%まで低下し，99 年以降，2000 年を除き 50%を割り込んでおり，2008 年に 48.7%となっている。また穀物自給率も 1966 年に 100%を越える 102.5%であったが，その後急速に低下し，90 年代後半に 3 割前後となり，2008 年には 28.4%となっている⁽²⁾。

一方，コメについては（第 2 図），自給率 100%を達成した 1975 年以降，国境措置等の保護政策を通じて希少資源を生産に向かわせ，その水準をほぼ維持しており，国内自給に成功したといえる。しかし輸入制限下で農家に生産の誘因を与える政策は，価格以外の要因による需要の減少（需要曲線のシフト）や MA 米の増加に直面して，米価の低下あるいは在庫量の増大を招来することとなった。このような過剰供給の問題は，第 1 図（b）をみると明らかである。2008 年からコメの在庫が急増しており，2010 年の在庫量は 100 万トンを超え 140 万トンに至る見込みである。このため，現在韓国では，生産調整の実施⁽³⁾や関税化受け入れ等の議論が活発になされている。

3. コメ関税化に関わる交渉⁽⁴⁾

韓国は、ウルグアイラウンド交渉で、開発途上国として扱われ、1995年から2004年の10年間、関税化を猶予されたが、毎年一定量を拡大させるMA米を受け入れた。MA米は（第1表）、1988年から90年の平均消費量を基準として、95年から99年まで毎年0.25%ポイントずつ、2000年から2004年には毎年0.5%ポイントずつ比率を高めることになっており、数量ベースでは5.1万トンから20.5万トンまで増やす必要がある。

この関税化特例措置について、さらなる期間の延長を希望する場合、農業協定文付属書5（B）8項にある制約が課されることになる。この内容を確認すると、関税化猶予に関するすべての交渉を2004年に終了させ、かつ利害当事者に対して追加的で受容可能な譲許を提供しなければならない、とある（農林部（2005）、p.268）。以上の条件のもとで韓国は、2004年1月に、米国をはじめ、中国、タイ、豪州等の利害当事国とコメ交渉を開始し、紆余曲折を経て年末に妥結させた⁽⁵⁾。

交渉結果をみると、2005年から2014年の10年間は継続して関税化を猶予されるが、MA米の拡大と主食用の国内販売を追加的に提供することを約束した⁽⁶⁾。また国家貿易で輸入するMA米には5%の低関税を課し、別途に（低率関税を除く）マークアップも賦課できる⁽⁷⁾（以下、議論の混乱を避けるため、第3図にあるように、低率関税を含めてマークアップという）。さらに関税化への切り替えは、必要な場合に履行期間中に可能となっており、MA量は翌年以降、関税化した年の値が適用される⁽⁸⁾。

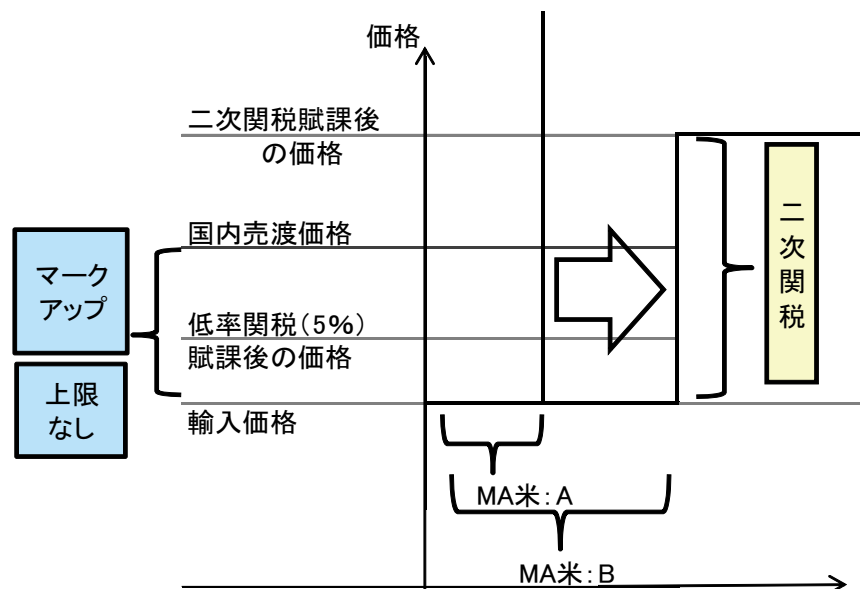
第1表 コメのミニマムアクセス
(1995～2004年)

年	輸入量	基準値 に対する比率
	千トン	%
1995	51	1.00
1996	64	1.25
1997	77	1.50
1998	90	1.75
1999	103	2.00
2000	103	2.00
2001	128	2.50
2002	154	3.00
2003	180	3.50
2004	205	4.00

資料：農林部食糧政策局（2007）p. 357.

注1） MA米への関税は5%.

2） 1988～90年の平均消費量（513.4万トン）.



第3図 コメのミニマムアクセス⁽¹⁾ (2005～2014年)

資料：韓国コメ加工食品協会（2010）

注. 2010年現在，関税化猶予で二次関税はない。

第2表 コメのミニマムアクセス⁽¹⁾
(2005～2014年)

年	輸入量	基準値 ⁽²⁾ に対する 比率	Global 割当量	主食用米		
				輸入量	基準値 ⁽²⁾ に対する 比率	全体MA米 に占める 比率
	千トン	%	千トン	千トン	%	%
2005	225.6	4.40	20.347	22.6	0.44	10
2006	245.9	4.79	40.694	34.4	0.67	14
2007	266.3	5.19	61.041	47.9	0.93	18
2008	286.6	5.59	81.388	63.1	1.23	22
2009	307.0	5.98	101.735	79.8	1.56	26
2010	327.3	6.38	122.082	98.2	1.91	30
2011	347.7	6.78	142.429	104.3	2.03	30
2012	368.0	7.17	162.776	110.4	2.15	30
2013	388.4	7.57	183.123	116.5	2.27	30
2014	408.7	7.97	203.470	122.6	2.39	30

資料：農林部食糧政策局(2007)p. 357

注1) 関税は5%.

2) 1988～90年の平均消費量.

3) 全体MA輸入量から国家別クォータ（205228トン）を除いた部分（精米単位）.

以上の点を、第3図を用いて敷衍しよう。まずMA米をAだけ輸入すると、輸入価格に、マークアップ（低率関税を含む）が賦課された売渡価格まで上昇する。またMA米がAからBに増加した時点で関税化を受け入れたとすると、以後の低率関税輸入量はBに固定されるが、二次関税が発生する。この関税を負担すると、コメの輸入が可能となる。

今回の交渉で決められた輸入数量は（第2表）、前期間と同様に1988年から90年の平均消費量を基準としており、4.4%（2005年）から7.96%（2014年）になるよう毎年約2万トンずつ増やすことになっている。また主食用として、2005年に全体輸入量の10%を提供し、2010年に30%まで拡大させる⁽⁹⁾。

コメの輸入相手国に関しては、まず205228トンの既存数量に対し国家別クォータ（2005～2014年）を適用し、2001年から2003年までの輸入実績を反映させて、中国に最も多くの11.6万トン、次に米国に5万トンを割り当てる⁽¹⁰⁾。また全体MA米から国家別クォータを除いた増量部分には、入札に参加するすべての国家に平等な機会を与える最恵国待遇割り当て（Global 割当）が実施される。この数量は、第2表にあるように、2014年に20万トンに達する。

4. MA米の輸入⁽¹¹⁾

本節では、輸入米の入札方法等を説明する。海外から導入されるコメは、農林水産食品部が国家貿易品目として直接管理しており、輸入業務は農林水産食品部が指定する農水産物流通公社が担当する⁽¹²⁾。

輸入米は主食用、加工用ともに、農水産物流通公社が、ホームページや新聞を通じて、MA米の購入に関する入札公告を通知し、入札に参加する業者を募集する。次に応募してきた国外供給者または国内代行業者（輸入業者）の参加資格、具備書類を確認し、業者入札登録を行い、競争入札を実施する。入札で最低価格を提示した業者が、契約保証金を納入し、農水産物流通公社と購買契約を結んでコメを輸入する。コメは、船積みと入港、検疫過程を経て国内に導入され、主食用は流通公社備蓄倉庫で、加工用米は政府糧穀保管倉庫で保管される。

輸入されたコメの国内業者への販売は、主食用については、農水産物流通公社で公売することになっている。一方加工用は、韓国コメ加工食品協会の推薦を受けて、各市道が買い入れ対象者を指定し、協会が配分量を決めて対象者に通知している。

以上の流通ルートを経てマークアップがどの程度に形成されているのかを主食用に関して見たのが第3表である。輸入相手国によって大きな格差があり、中国産では最大で132%になっている。一方タイ産の落札価格は低く、したがってマークアップも63～35.6%であった。

第3表 輸入単価と落札価格（主食用米）

単位：ウォン/20k

国	等級（US）	輸入単価	落札価格	価格差	マークアップ（%）
中国産	1	10 863	25 480	14 338	132.0
	3	10 145	22 660	12 255	120.8
米国産	1	10 795	22 760	11 688	108.3
	3	10 167	19 820	9 393	92.4
タイ産	1	7 290	12 100	4 623	63.4
	3	7 052	9 740	2 508	35.6

資料：朴他（2005）を利用して筆者作成。

注：2006年に輸入されたもの。

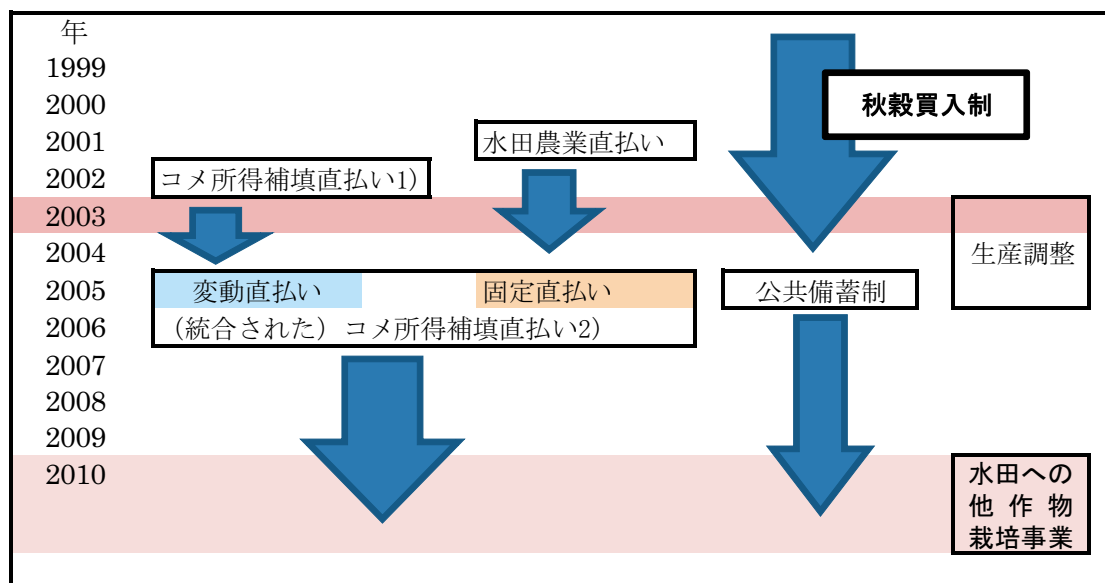
落札価格は2006年4月～9月の平均価格。

5. 市場開放に備えた国内対策⁽¹³⁾

韓国は、2004年に利害当事国と関税化猶予の交渉を進める間にも、輸入米の国内市場への影響を最小限に抑えるため、同年2月に、農業・農村総合対策と119兆投融资計画を連係させたコメ産業総合対策を発表した。交渉終了後の2005年7月には、改編されたコメ所得補填基金法をもとに従来のコメ所得補填直接支払制を改善し、また新たな糧穀管理法を根拠に米価支持政策の一手段である秋穀買入制を廃止し公共備蓄制を導入した。本節では、この二つの制度を説明する。

（1）公共備蓄制

2005年7月に施行された公共備蓄制は（第4図）、WTO許容補助要件を満たすように制度設計されている。コメを市価で買い入れ、市価で放出しており、制度化された食料安保プログラムの一部として機能している。このように公共備蓄制は、収穫期に一定量を買入れて価格を支持する「秋穀買入制」とは違い、災害等に備えてある水準の在庫を維持する制度である。それ故、政府は糧穀年度末に86.4万トン在庫とし、年間で43.2万トンを買入れ、放出するように決めている。ただし、秋穀買入制廃止による急激な需給調整機能の喪失の影響を避けるため、買い入れる在庫を徐々に縮小させることにし、2005年に57.6万トン、2006年に50.4万トン、2007年に43.2万トンとした⁽¹⁴⁾。



第4図 コメに関わる制度の変遷

資料：筆者作成。

注1) 補填実績なし。

2) コメ所得補填直払いは変動直接支払金が、水田農業直払いは固定直接支払金が引き継いでいる（農林部 2005 p. 344）。

（2）コメ所得補填直接支払い⁽¹⁵⁾

もともとコメ所得補填直接支払制度は、2002年に当時の豊作とMA米の輸入による米価下落で農家所得が減少するのを緩和するために導入された。その後、ミニマムアクセス延長交渉の結果による市場開放のさらなる拡大で、米価が一層下落することが憂慮されるようになり、このため農業者の所得安定を図る目的で、2004年11月にコメ農家所得安定法案が発表された。これをもとに、コメ所得補填基金法を改定し2005年7月から新たに施行して、水田農業直払制度も取り込んで導入されたのがコメ所得等補填直接支払制度である（第4図）。

では、2005年にコメ所得補填直払制度として統合される二つの制度、つまり水田農業直接支払制度とコメ所得補填直払制度を概説し、そして統合された制度をみていこう。

1) 水田農業直接支払制度

2001年に導入された水田農業直接支払制度では、農家の所得支持ばかりでなく、水田の公益的機能を最大化するため、肥料・農薬の適正使用等を要件に支援が実施されている。公益的機能の維持・向上には、例えば、土壌改良材の施用、冬期湛水、景観作物の植栽、生態系の保護、草刈り等が想定されている。

支払い対象は、1998～2000年に継続して水田農業に利用され、水田の形状と機能を維持している農地であり、また土壌検査と残留農薬検査を実施し農薬安全使用基準や施肥基準量を遵守していると認められた農家である。ただし2002年からは、湛水義務が解除され、

水田に稲以外の野菜，大豆，飼料作物等の作物を栽培した場合にも，補助金が支給されることになった。

農家への支給は，2003 年に 0.1～2.0ha の範囲で行われ，親環境認証農家の場合 0.1～5.0ha としていたが，2004 年には水田農業直払いの上限が 4.0ha に拡大された。支払い単価は，第 4 表に示されており，初年度の 2001 年は，振興地内で 25 万ウォン/ha，振興地域外で 20 万ウォン/ha であったが，2002 年には，それぞれの地域で 50 万ウォン，40 万ウォンへと二倍に増額された。

第 4 表 固定直払い金単価

単位：千ウォン/ha

年度 ^(注)	農 業 振 興 地 域		平 均
	地 域 内	地 域 外	
2001	250	200	467
2002	500	400	
2003	532	432	500
2004	532	432	500
2005	640	512	600
2006	746	597	700
2007	746	597	700
2008	746	597	700

資料：農林水産食品部（2009）p. 28，農林部（2002）p. 331。

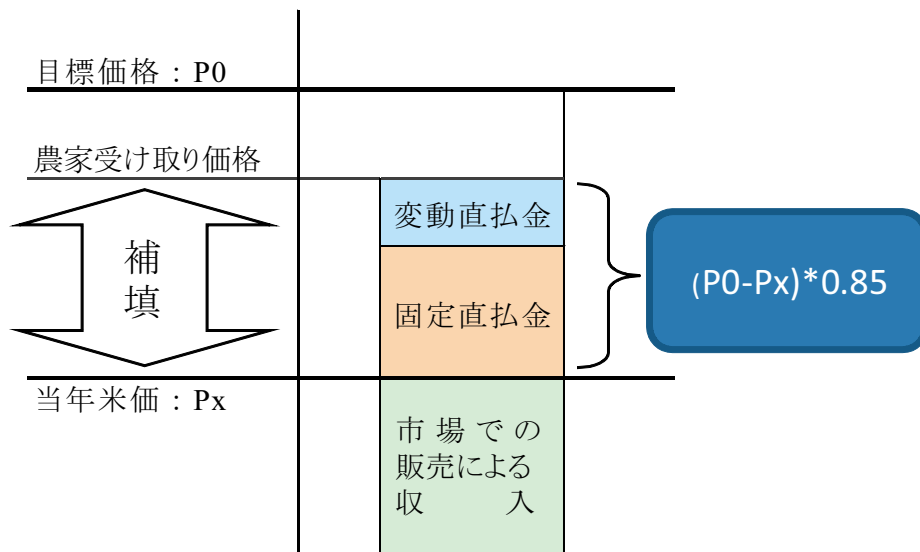
注 2001～2004年は，水田農業直接支払金単価である。

2）コメ所得補填直接支払制度

2002～2004 年に実施されたコメ所得補填直接支払制度は，2002 年に大統領諮問機構である農漁業・農漁村特別対策委員会で議論され，米産業総合対策の一環として 2002 年産米にはじめて適用された。この時期のコメ政策は，基本的に需給の均衡を市場に委ねる方向にあったが⁽¹⁶⁾，そのことによる所得の不安定性に対処するため，水田農業直払制度だけでは不十分な所得安定機能を補う目的で，この制度が活用されることになった。

同制度では，基準価格（過去 5 年間平均の収穫期コメ価格）より当該年のコメ価格が低くなった場合，下落した 80%を補填することになっている。対象者は，水田農業直接支払制度の対象農家で，基準価格の 0.5%を事前に納付し，実際にコメを生産した耕作者である⁽¹⁷⁾。

コメ所得補填直払い金の予算額は，実際に納付した農家数，米価の下落の程度によって変動するため，事前に予測するのは難しく，政府出えん金と農家の納付金の積立金からなる基金で運営している。米価下落時の対策として導入された制度であるが，2002 年以降，悪天候や援助米の増加で米価が上昇したため，実際の補填は 3 年間に一度も行われなかった。



(a) 農家受取価格が目標価格より低いケース

農家受取価格		173 782ウォン/80kg
目標価格：P0	固定直払金	
当年米価：Px	市場での販売による収入	162 307ウォン/80kg

(b) 農家受取価格が目標価格より高いケース（2008年）

第5図 コメ所得補填直払制度

資料：農林水産食品部（2008）を参考にして，筆者作成。

注．固定直払い額は，2005年に9836ウォン/80kg（60万ウォン/ha）であったが，2006年以降，1万1475ウォン/80kg（70万ウォン/ha）となっている。

3) 新たなコメ所得補填直接支払制度

以上の二つの直接支払制度は、2005 年から、コメ所得補填直接支払制を変動支払い部分、水田農業直接支払制を固定支払い部分が引き継いで、コメ所得直接払い制度に統合された（第 4 図）。この制度では、政府が目標価格を定め、収穫期（10 月から翌年 1 月）の産地平均価格（精米）が目標価格よりも低いときに、一定額の補填を行う。2005～2007 年の目標価格は、2001～2003 年の平均収穫期産地価格に、秋穀買入制の所得効果、2003 年の水田農業直接支払所得効果を総合的に反映させ⁽¹⁸⁾、80kg 当たり 17 万 83 ウォンとした⁽¹⁹⁾。

第 5 図（a）を用いて、具体的にコメ所得補填直接支払制度の内容を説明しよう（以下、80kg 当たり）。目標価格が P_0 、当年の米価が P_x ($<P_0$) であったと仮定する。この場合、まず固定直払金が支払われ、変動直払い金として、 $(P_0 - P_x) \times 0.85$ から固定支払い部分を引いた差額が与えられる。したがって農家の受取価格は、実際の米価 P_x に $(P_0 - P_x) \times 0.85$ を加えた値となる。

先述したように、固定部分は水田農業直接支払部分を引き継いでおり、公益機能への対価として支払われるものである。この点が明確になるのが第 5 図（b）のようなケースである。この図では、2008 年の収穫期平均米価が比較的高く形成されたため、固定部分のみを含めた農家受取価格が既に目標価格を超過しており、変動部分が 0 となっている。このように、環境保全への対価である固定部分は目標価格以上となっても支払われるが、所得補填機能としての変動部分は消滅することになる。

この制度の対象農地は、1998 年 1 月 1 日から 2000 年 12 月 31 日まで水田農業（コメ、レンコン、せり、カンエンガヤツリ）に利用された土地である。対象者は、対象農地で水田農業に従事している農家であり、営農組合法人、農業会社法人も該当する。上限面積は、農家の場合、30ha、農業会社法人であれば 50ha である。

固定支払い部分の支給は、2001 年以降、コメ、レンコン、せり、カンエンガヤツリ以外の作物を栽培するようになった水田、あるいは休耕している水田にも適用される。ただしこの場合にも農地の形状や機能の維持が条件となっており、農作物の生産が可能なように土壌の維持、管理がなされている、隣接農地との区分が可能なように境界が設置、管理されている、農地周辺の用・排水路が維持、管理されている、こと等が必要である。

第 5 表 固定直払いの支給額

単位					
農家数：1000戸					
面 積：1000ha					
年	農 家 数	面 積			支 払 い 金 額
		合 計	振興地域	振興地域外	
					億円
2005	1 033	1 007			6 038
2006	1 050	1 024			7 168
2007	1 077	1 018	699	319	7 120
2008	1 097	1 013	699	314	7 118

資料：農林水産食品部（2009a）p. 28，農林水産食品部（2009b）p. 367。

一方変動部分は、現時点でコメを生産している、固定直払い対象農家に限って与えられる。この場合には、農地の形状や機能の維持条件以外に、農薬、化学肥料の使用量が一定の基準値を満たしていなければならない。

直接支払いによる単価を固定支払金でみると（第４表）、2005年に振興地域が64万ウォン、振興地域外が51万2千ウォン、平均60万ウォンであったが、2006年～08年には増額されており、振興地域で74万6千ウォン、振興地域外で59万7千ウォン、平均70万ウォンとなっている。また総支給額は（第５表）、2005年に6038億ウォンであったが、2008年には1000億ウォン近く増え7118億ウォンであった。変動部分は、支給された農家数が固定支払いの場合よりも少なく、支給総額では（第６表）、2005年に9007億ウォンであったが、米価が上昇に伴い、2007年に2792億ウォン、2008年に0となっている。

一戸当たりの所得補填率は（第７表）、2005年に15.3%であったが、その後、低下しており、2008年には7.3%であった。

第６表 変動直払いの支給額

年	農家数	面積	単位 { 農家戸数：1000戸 面 積：1000ha	
			支払い金額	総支給額 ⁽²⁾
			億ウォン	億ウォン
2005	984	940	9 007	15 045
2006	1 000	951	4 371	11 539
2007	1 020	933	2 792	9 912
2008 ⁽¹⁾	0	0	0	7 118

資料：農業白書2008年 285ページ。

注１） 収穫期の米価が高く形成されたため支給されなかった。

２） 固定直払いと変動直払いの合計。

第７表 稲作所得に占める直払金

年	単位：万ウォン/戸				
	固定支払い A	変動支払い B	合計 A+B	稲作所得 C	比率 (A+B)/C
					%
2005	58	92	150	981	15
2006	68	44	112	1 079	10
2007	66	27	93	952	10
2008	65	0	65	887	7

資料：筆者作成。

注．稲作所得は、韓国統計庁（2010）による全国サンプリングであるため、固定・変動支払いを受給しない農家を含む。

6. コメの生産調整⁽²⁰⁾

本稿で確認したように、消費の減退や MA 米の輸入増加に直面して米価の低下や在庫の増大問題が顕在化している。在庫問題に対処する方法としては、生産調整の実施、コメの関税化を受け入れ等が考えられる。

生産調整については、これまで 2003～2005 年の 3 年間に一時的に実施されていた（第 4 図）。その目的は、生産を縮小させてコメの需給安定を図り、また 2004 年のコメ再交渉に備え、WTO 農業協定文の付属書 5 にある関税化の猶予条件（効果的な生産制限措置）を満たすことにあった。事業の内容は、2002 年に稲を栽培した農地に対し、2003 年から 3 年間、稲や商業的作物を栽培しないという条件で、水田賃貸料水準である 1ha 当たり 300 万ウオンの補助金を毎年支給するものである。

2003 年の約定締結量（面積，農家数）は 2 万 7529ha，76565 戸であったが，約定不履行等で除外されたり，新規申請を受け付けなかったりしたため，3 年間の事業量（面積）は（第 8 表），2003 年に 26357ha，2004 年に 24647ha，2005 年に 23429ha で，減反率は 2.4%前後であった。このような生産調整で，毎年，11～12 万トンほどの生産縮小効果があった。

生産調整が終了したにも関わらず，2006 年にコメの栽培面積が減少したため，2006 年 9 月 5 日にコメの生産調整を再施行しないと決定した。今後の再施行は，需給状況と栽培面積の減少等を総合的に考慮して判断するとしている。このことは，2006 年以降，生産調整を行っていない理由の一つが，栽培面積の減少にあることを示す。

第 8 表 コメの生産調整

年	事業費（国家補助） ⁽¹⁾			事業量 ⁽¹⁾	履行農家数	減反率 ⁽²⁾	減少量 ⁽³⁾
	補助金	管理費	合計				
	100万ウオン	100万ウオン	100万ウオン	ha	戸	%	万トン
2003	79 683	809	80 492	26 357	73 824	2.5	11.5
2004	75 850	807	76 657	24 647	70 433	2.4	12.3
2005	71 624	791	72 415	23 429	67 910	2.3	11.4

資料：筆者作成。事業量，事業費は農林部（2006）p. 256，履行農家数は国会予算政策処（2006）。

注 1） 事業量は精算実績，事業費は決算実績。

2） 第1図の栽培面積を利用して，事業量÷（事業量+栽培面積）で計算。

3） 第1図の収量を利用して，事業量*収量で計算。

なお 2010 年からは，水田の適正栽培面積を維持しコメの需給安定を図るために，水田に他の作物を栽培した場合にも補助金を支給する「水田への他作物栽培事業」が実施されている（第 4 図）。この事業での受給条件は，2009 年に変動直払い金を受けた振興地域の農地，あるいは振興地域外で耕地整理を行った農地に，芋類，豆類，野菜，飼料作物等の単年性作物を栽培すること，となっており，1ha 当たり 300 万ウオンの補助金が支給される。

7. MA 米増加の国内市場に対する影響

在庫問題に対処するための他の方法は、コメの関税化を受け入れて輸入数量を一定水準に固定することである。以下では、この点を議論している韓国での既存研究成果をみていこう。

韓国の MA 米を含むコメ輸入拡大の影響分析は、近年、韓国農村経済研究院（KREI）で活発に行われ、毎年のように、その成果が公表されている。具体的には、同研究所が毎年年初に公表している『農業展望』において、コメの輸入拡大に関するシナリオ分析の結果が示されている。以下では、これらのうちの最新版の韓国農村経済研究院（2009）を紹介する⁽²¹⁾。

（1）試算の前提とした4つのシナリオ

『農業展望 2009』では、KREI が農業生産・価格等の将来予測を行うために開発したモデルである KREI-ASMO 2008 を用い、コメに関して、次に述べる4つのシナリオを設定し、シミュレーションを行っている。なお、すべてのシナリオで、ドーハ・ラウンド（DDA）交渉結果が2011年から効力をもち、コメ所得補填直払制度の目標価格を現行の17万83ウォン/80kgに固定すると仮定している。

先進国重要品目シナリオ

シナリオ1（S1）

2014年まで関税化の猶予を継続し、2015年に関税化を受け入れる。2015年以降、先進国重要品目となり、関税削減率は一般品目の1/3で、TRQは3%を追加的に増量する。

シナリオ2（S2）

2010年に関税化を受け入れる。2011年から先進国重要品目となり、関税削減率は、一般品目と比較して1/3とする。2014年におけるTRQは増量され、2010年のMA量に3%加える。

途上国特別品目（関税は0%の削減、TRQも増量しない）シナリオ

シナリオ3（S3）

2014年まで関税化猶予を維持し、2015年に関税化を受け入れる。2015年以降も、途上国特別品として扱われる。

シナリオ4（S4）

2010年に関税化を受け入れ、その後も途上国特別品として扱われる。

第9表 中長期のコメの需給展望

単位：トン						
年	シナリオ	栽培面積	生産量	輸入量	1人当消費	在庫量
		千ha			kg	
2009		936	4 843	307	75	814
2015	S1	875	4 334	586	67	868
	S2	874	4 329	484	67	857
	S3	871	4 314	409	66	792
	S4	874	4 329	307	66	742
2019	S1	846	4 208	586	62	1 009
	S2	847	4 213	484	62	898
	S3	841	4 183	409	61	804
	S4	843	4 192	307	61	740

資料：『農業展望2009』（KREI-ASMO 2008）。

第10表 農家販売価格の予測

単位：千円/80kg		
年	シナリオ	農家販売価格
2009		145-149 ⁽¹⁾
2015	S1	114
	S2	121
	S3	133
	S4	146
2019	S1	99
	S2	108
	S3	122
	S4	136

資料：『農業展望2009』（KREI-ASMO 2008）。

注：p. 493の値。

(2) シミュレーション結果

シミュレーションの結果は第9表、第10表のとおりである。すべてのケースで⁽²²⁾、国内米価が下落するため、二次関税等の影響でTRQ以外のコメは高額になり、輸入されることはない。しかし輸入量はシナリオによって相違があり、長期的には、2010年で関税化したほうが、猶予を継続するよりも、輸入量が小さくなる⁽²³⁾。

また在庫量に関しても、このような輸入量の相違を反映して、シナリオごとに異なっている。長期的に在庫量は、輸入量同様に、関税化を早期に受け入れるほうが小さくなると予測している。

生産量と栽培面積は、2009年と比べ、いずれのシナリオでも減少する。しかしコメ所得補填直払制によって農家の受取価格があまり変動しないため⁽²⁴⁾、シナリオ間での差異は大きくない。農家販売価格は、S4を除き減少する。特に、S1は、TRQ増量に伴う供給量の増大に起因して、価格の下落が著しく大きい。

以上を踏まえ、「農業展望 2009」では、長期的には、国内農業補助金（AMS）が限度を超過し現行の所得補填制度の維持が困難になるので、関税化猶予を持続するよりも関税化を早期に受け入れるほうが、国内農業への被害が小さくなるとしている。

8. まとめ

本稿でみたように、近年において韓国では、コメの自給率をほぼ 100%に維持しつつも、価格以外の要因による需要の減退や MA 米の増加に直面して、米価の低下あるいは在庫増加の問題が発生している。また韓国農村経済研究院のシミュレーションでは、MA 米の関税化猶予に固執すると、コメの関税化を受け入れる場合よりも、長期的には在庫量が大きくなる結果が示されている。

以上のような状況で、関税化の受け入れあるいは生産調整の導入等が様々な場で議論されている⁽²⁵⁾。今後韓国政府が、どのような方法で、この非常に難しい問題に対処していくのか、注視しておく必要があろう。

第11表 カロリーベースの自給率推移

単位：％

年	食 料						
	新 系 列	旧 系 列	穀 物	コ メ	小 麦	大 豆	野 菜
1965		89.7					
1966		95.2	102.5	111.9	43.4	99.4	100.0
1967		88.9	82.5	88.4	30.6	112.9	100.2
1968		86.1	80.2	84.0	38.4	1 263.0	100.2
1969		90.5	88.9	108.1	28.1	87.1	100.1
1970	79.5	85.0	78.2	93.1	15.4	86.1	100.2
1971		81.0	66.0	82.5	10.7	82.6	100.2
1972		81.9	67.8	91.6	7.4	83.8	100.4
1973		80.5	64.2	92.1	4.8	75.2	108.0
1974		82.8	67.4	90.8	5.0	82.5	100.6
1975		84.0	74.1	100.5	5.5	83.3	100.6
1976		84.1	72.8	102.9	4.5	73.0	100.5
1977		77.5	62.2	105.1	2.3	67.5	102.1
1978		80.7	71.6	103.9	2.1	59.3	99.2
1979		72.9	58.7	85.7	2.4	43.4	100.2
1980	70.0	73.6	53.3	95.1	4.8	35.1	100.2
1981		60.2	41.9	66.2	2.7	29.7	100.4
1982		73.0	52.6	93.7	3.4	32.4	100.1
1983		76.7	50.3	97.6	6.0	25.7	100.5
1984		73.1	48.9	97.5	0.6	23.5	99.5
1985		71.4	49.2	103.4	0.3	22.5	98.0
1986		70.4	46.9	105.6	0.2	25.4	100.4
1987		71.7	41.1	99.8	0.1	16.2	100.4
1988		69.9	40.1	97.9	0.1	9.2	99.7
1989		70.4	43.5	108.1	0	19.4	99.4
1990	62.6	67.2	43.8	108.3	0.1	20.1	98.9
1991		66.9	38.1	102.1	0	19.4	99.8
1992		66.5	35.1	97.4	0	12.2	99.4
1993		66.4	34.4	96.8	0	13.8	98.4
1994		60.8	28.3	87.7	0	12.6	97.8
1995	50.6	60.9	30.0	91.1	0.3	9.9	99.2
1996	50.1	59.8	26.8	89.9	0.4	9.9	98.7
1997	53.6	63.4	31.7	105.0	0.2	8.6	97.0
1998	54.2		32.7	104.5	0.1	9.4	97.8
1999	49.0		30.1	96.6	0.1	9.1	97.4
2000	50.6		30.8	102.9	0.1	6.8	97.7
2001	49.2		32.2	102.7	0.1	7.7	98.3
2002	49.6		31.0	99.2	0.2	7.3	97.7
2003	45.6		28.1	90.3	0.3	7.3	94.7
2004	46.6		27.6	94.3	0.4	7.1	95.0
2005	45.5		29.4	96.0	0.2	9.8	94.5
2006	44.9		27.6	95.2	0.2	13.6	92.2
2007	44.1		27.4	92.5	0.2	11.2	90.2
2008	48.7		28.4	94.4	0.4	8.6	91.0

資料：韓国農村経済研究院（各年版）

注：新系列では、肉類について飼料自給率を考慮している。

第11表 カロリーベースの自給率推移(つづき)

単位：%								
食 料 (つ づ き)								
果実	肉類	牛肉	豚肉	鶏肉	卵	牛乳	魚介	年
								1965
100.6	100.0	100.0	100.0	100.0	103.1		118.1	1966
101.1	100.0	100.0	100.0	100.0	102.1		113.6	1967
103.7	100.0	100.0	100.0	100.0	102.6		109.8	1968
100.7	100.4	100.0	100.9	100.0	100.8		115.0	1969
100.2	100.0	98.0	100.0	100.0	99.2		115.1	1970
98.1	100.0	100.0	100.0	100.0	80.5		122.8	1971
100.0	100.3	98.1	104.8	100.0	100.0		115.9	1972
99.6	98.4	983.0	103.8	100.0	100.0		116.4	1973
100.0	100.3	101.6	105.9	100.0	103.2		121.2	1974
101.4	100.6	100.0	108.0	100.0	100.0		136.0	1975
101.4	99.4	98.7	104.5	100.0	100.0		138.1	1976
101.1	100.3	95.1	103.5	100.0	100.0		126.3	1977
99.9	88.4	64.3	96.6	100.0	100.0		138.5	1978
97.7	94.3	75.4	98.7	100.0	99.9	101.9	137.4	1979
98.6	97.4	93.0	97.5	100.0	100.0	109.7	132.7	1980
100.8	94.7	74.2	99.5	100.0	100.0	91.9	129.3	1981
100.8	91.3	57.0	100.0	100.0	100.0	97.1	125.3	1982
100.5	92.1	57.4	100.0	100.0	100.0	97.7	120.8	1983
100.2	97.9	85.0	100.3	100.0	100.0	100.8	126.3	1984
93.6	99.6	97.5	100.0	100.0	100.0	100.6	129.6	1985
101.0	100.5	102.0	100.3	100.0	100.0	100.4	143.8	1986
101.1	100.1	98.2	100.8	100.0	100.0	99.4	129.2	1987
100.3	99.3	89.5	101.9	100.0	100.0	98.8	134.9	1988
98.5	96.1	62.9	102.8	100.0	100.0	107.9	127.3	1989
102.5	92.9	53.6	100.3	100.0	100.0	92.8	121.7	1990
84.2	88.8	44.1	97.7	100.0	100.0	100.7	117.6	1991
91.8	92.3	44.2	102.8	102.3	100.2	94.2	119.3	1992
92.1	93.1	55.6	100.9	99.4	100.4	93.2	110.7	1993
92.1	91.0	54.6	98.3	99.2	99.6	92.9	106.7	1994
93.2	89.2	50.8	96.6	98.1	99.9	93.3	100.4	1995
92.6	90.8	53.8	99.3	97.6	100.0	83.1	97.2	1996
92.0	92.1	65.3	100.1	93.1	100.2	81.8	98.3	1997
94.3	96.4	76.4	104.6	94.0	99.8	89.0	112.5	1998
91.1	86.1	57.8	92.9	84.1	100.0	81.6	102.2	1999
88.7	83.9	53.2	91.6	79.9	100.0	81.2	87.7	2000
88.9	81.0	42.3	90.8	76.1	100.0	78.9	77.9	2001
89.1	82.0	36.6	96.9	76.0	100.0	81.0	63.8	2002
85.0	81.2	36.3	93.8	76.7	100.0	81.0	61.7	2003
85.2	83.5	44.2	87.4	90.2	100.0	74.2	55.7	2004
85.6	81.6	48.1	83.7	84.3	99.3	72.8	60.0	2005
82.6	78.7	47.8	77.4	83.8	99.4	72.4	60.1	2006
83.5	78.2	46.4	75.8	87.7	99.4	70.8	65.3	2007
84.4	78.6	47.6	76.5	86.4	99.7	72.3	72.4	2008

資料：韓国農村経済研究院（各年版）

注：新系列では、肉類について飼料自給率を考慮している。

付録 1. コメ輸入増加の影響に関連する既存分析

ここでは、韓国農村経済研究院で行われている分析結果をまとめておく。

(1)『農業展望 2006 (Ⅱ)』韓国農村経済研究院, 2006 年 (pp. 489-492)

所得補填直払いの目標価格、在庫管理の方式の相違によって、次のようなシナリオを設定し、将来のコメの需給と価格を展望している。

目標価格を固定した状態で

I-1 在庫量も固定する（公共備蓄、民間在庫）

I-2 備蓄制の原則を遵守せず、在庫量を増加させる

目標価格を変動させ、

Ⅱ-1 在庫量は固定する（公共備蓄、民間在庫）

Ⅱ-2 在庫量は増加させる

以上のシナリオをもとに、KREI-ASMO 2005 を用いて算出した予測値をみると（第 1 付表）、栽培面積は、2005 年の 98 万 ha から、2015 年に、I-2 で最も大きい 86 万 3 千 ha、Ⅱ-1 で最も小さい 77 万 4 千 ha となる。I-2 が最大になるのは、目標価格を固定し、政府在庫を増やすと、農家販売価格が高く維持され、農家に生産のインセンティブを与えるためである。生産量も、同様であり、I-2 が 420 万トンで最も大きく、Ⅱ-2 が 385 万トンで最小となる。

第 1 付表 コメの中長期的な需給展望

年	シナリオ	栽培面積	収 量	生 産 量	1 人 当 た り 消 費 量	在 庫 量
		千 ha	kg/10a	千トン	kg	千トン
2005		979.7	486.7	4 768.4	80.7	1 002.0
2015	I-1	858.3	486.7	4 177.3	75.7	1 014.9
	I-2	863.3	486.7	4 201.7	71.0	2 789.9
	Ⅱ-1	774.4	486.7	3 769.3	67.7	1 014.9
	Ⅱ-2	790.5	486.7	3 847.7	64.9	2 722.6

資料：『農業展望2006』（KREI-ASMO 2005）。

第2付表 農家受取価格の展望

年	シナリオ	農家販売 価 格	2005年から の 減 少	所得補填後の 農家受取価格	2005年から の 減 少
2005		146		166	
2015	I -1	108	26.0	161	3.0
	I -2	118	19.2	162	2.4
	II -1	126	13.7	136	18.1
	II -2	133	8.9	143	13.9

資料：『農業展望2006』（KREI-ASMO 2005）。

注：価格は1～12月の平均値。

価格の変動は、第2付表にある。農家販売価格は、すべてのシナリオで減少し、I-1（目標価格を固定し、在庫も固定する）の場合に最も下落し-26%となる。一方所得補填後の農家受取価格については、シナリオI-1、I-2で目標価格が固定されており、一定水準に維持され、それぞれ3%、2.4%しか減少しない。

（2）『農業展望 2007（Ⅱ）』韓国農村経済研究院，2007 年

コメ所得補填直払制で目標価格を変更するか否かによって、次のようなシナリオを設定している。

2014 年に途上国水準の関税化を受け入れ、

- I 目標価格を現在の 170083 ウォン/80kg で固定する
- II 目標価格を 3 年ごとに改める

2014 年に先進国水準の関税化を受け入れ、

- III 目標価格を現在の 170083 ウォンで維持する
- IV 目標価格を 3 年ごとに変更する

第3付表 シナリオ別の予測値

年	シナリオ	栽培面積	収量	生産量	輸入量	1人当たり消費量
		千ha	kg/10a	千トン	千トン	kg
2006		955.2	490.0	4 680.0	472.0	78.8
2007		945.0	481.5	4 550.2	266.3	77.7
2012	I	887.9	481.5	4 275.3	368.0	73.2
	II	871.8	481.5	4 197.6	368.0	72.2
	III	889.3	481.5	4 281.9	368.0	73.2
	IV	873.1	481.5	4 204.1	368.0	72.2
2017	I	843.0	481.5	4 058.9	408.6	69.6
	II	814.8	481.5	3 923.2	408.6	67.3
	III	843.4	481.5	4 060.8	420.7	69.8
	IV	813.8	481.5	3 918.6	538.6	69.8

資料：『農業展望2007』（KREI-ASMO 2006）。
注．輸入量，1人当たり消費量は，糧穀年度基準。

表4付表 コメの長期農家受取価格展望

年	シナリオ	農家販売価格 (A)	所得補填後の 農家受取価格 (B)	単位
				価格：千ウォン/80kg 対比：%
2006		141	150	6.4
2012	I	128	150	17.2
	II	130	140	7.7
	III	128	150	17.2
	IV	130	140	7.7
2017	I	105	147	40.0
	II	110	116	5.5
	III	102	147	44.1
	IV	102	110	7.8

資料：『農業展望2007』（KREI-ASMO 2006）。
注．価格は1～12月の平均値。

以上のシナリオをもとに計算した結果が第3付表である。栽培面積は，2007年の94.5万haから，2012年には，シナリオに従って，IとIIIが約89万ha，IIとIVが約87万haとなる（ただし2014年までは同じシナリオのはずであり，IとIII，IIとIVがなぜ異なるか明確ではない）。目標価格を固定すると（IとIII），農家受取価格が高く維持され，農家に

生産のインセンティブが与えられる結果である。生産量も同様に、目標価格が固定された場合に大きくなる。

2017 年の予測値も、目標価格を固定すると、生産量、栽培面積ともに減少幅が小さくなる。これも先ほどと同様のメカニズムがはたらくためである。

農家の販売価格は（第 4 付表）、すべてのシナリオで下落すると予測されている。一方、所得補填後の農家受取価格の下落幅は小さく、農家販売価格より 7.7%あるいは 17.2%高くなる（2012 年）。また目標価格を固定した場合に、下落幅はより小さい。

（3）『農業展望 2008（Ⅰ）』韓国農村経済研究院 2008 年

コメ所得補填直払制の目標価格（2009 年産米）は、当初、2006 年から 2008 年までの平均価格を考慮して、16 万 1265 ウォン/80kg とすることになっていた。しかし継続して固定すべきとの意見もあり、『農業展望 2008（Ⅰ）』が報告された時点（2008 年 1 月）では、どのように決定されるか分からない状態であった。そこで、次のような二つのシナリオを設定し、目標価格を固定させた場合の影響を分析している。

S-1 途上国特別品目とし、目標価格は固定する

S-2 先進国重要品目と仮定し、目標価格は変動させる

S-1 は生産者に最も有利なもの、S-2 は消費者に最も有利なものとして設定し、この二つ以外のケースは二つの予測値の間に収まると想定されている。

では結果をみていこう（第 5 付表）（KREI-ASMO 2007 利用）。S-1 では、2013 年の生産量が 428 万トンとなり、2018 年には 403 万トン水準まで減少すると予測されている。S-2 では、2013 年に 420 万トン、2018 年に 388 万トンとなる。

表 5 付表 シナリオ別の予測値

年	シナリオ	栽 培 面 積	収 量	生 産 量	1 人 当 た り 消 費 量
		千 ha	kg/10a	千トン	kg
2007		955	490	4 680	76.9
2008		950	464	4 408	75.7
2013	S-1	892	480	4 281	69.5
	S-2	876	480	4 203	68.6
2018	S-1	839	480	4 029	64.9
	S-2	808	480	3 879	62.7

資料：『農業展望2008』（KREI-ASMO 2007）。

注．糧穀年度基準。

また輸入量は、いずれのシナリオでも、MA 米以外に追加的に導入されることはないとしている。

次に所得補填後の農家受取価格をみると（第 6 付表）、すべての予測値で、2007 年の値（15 万 7 千ウォン）よりも低下しており、2013 年で、S-1 の価格は 15 万 6 千ウォン、S-2 の値は 14 万 4 千ウォンとなっている。

農家の販売価格も同様に低下し、2007 年の 14 万 9 千ウォン/80kg から、2013 年に S-1 で 13 万ウォン、2018 年には 11 万 7 千ウォンになる。S-2 をみると、2013 年に 13.3 万ウォン、2018 年に 12.3 万ウォンになる

農家販売価格と農家受取価格を比較すると、例えば 2013 年では、農家販売価格は農家受取価格とは逆に、S-2 の価格が S-1 のそれよりも大きい。これは、目標価格を変動させる設定の S-2 では、受取価格が下落し、生産が減少して、販売価格が上昇するためである。

以上の分析結果が考慮されたかどうか分からないが、脚注 19 にあるように、結局、目標価格は固定されることになった。

第 6 付表 コメの長期農家受取価格展望

単位：千ウォン/80kg

年	シナリオ	農 家 販 売 価 格	所 得 補 填 後 の 農 家 受 取 価 格
2007		149	157
2013	S-1	130	156
	S-2	133	144
2018	S-1	117	154
	S-2	123	125

資料：『農業展望2008』（KREI-ASMO 2007）。

注．価格は1～12月の平均値。

（４）パクほか（2008）

DDA 交渉結果が 2012 年から影響を及ぼすとして、次のようなシナリオを設定している。

2014 年まで計画通りに MA 米を輸入し、2015 年に関税化を受け入れるとし、

S1：2015 年以降、先進国重要品目となり、TRQ4%（約 200 トン）を追加的に増量し、2019 年までに関税率を 23.3%削減。

S2：2015 年以降も途上国特別品として扱い、関税を削減せず、TRQ の増量も行わない。

2010 年から関税化を受け入れ、

S3：2012 年から先進国重要品目（5 年間で関税率の 23.3%削減、2014 年に TRQ を 4%追加的に増量）になると仮定する。

S4：継続して途上国特別品（関税の0%の削減，TRQの増量もなし）の扱いを受ける。

以上の4つのシナリオから計算したTRQ(関税化前はMA)が第7付表に示されている。各シナリオをもとにしてシミュレーションを行った結果（直接言及されていないが，おそらくKREI-ASMO 2008利用したと思われる），輸入量は，第7付表にあるTRQ以上には増えないと予測している。したがって先進国，途上国いずれの扱いになったとしても，関税化を受け入れるほう（S3，S4）が，2015年以降の輸入量が小さくなる。累積輸入量をみても（第8付表），関税化に切り替えるほうが，輸入量が少量となる。

次に価格の変動をみよう（第9付表）。関税化猶予を続けた場合（S1，S2），2014年に国産米価格が136078ウォン/80kgとなり13%ほど減少する。2019年には，S1で国産米が77290ウォン，輸入米供給価格が192871ウォンとなり，S2で輸入米供給価格が236594ウォン，国内米価が117250ウォンとなる。つまり先進国重要品目に分類されると，ほぼ半額になる。

第7付表 シナリオで仮定されたTRQ量

年	単位：千トン			
	先進国重要品目		途上国特別品目	
	S1	S3	S2	S4
2007	266	266	266	266
2008	287	287	287	287
2009	307	307	307	307
2010	327	307	327	307
2011	348	307	348	307
2012	368	408	368	307
2013	388	458	388	307
2014	409	509	409	307
2015～19	611	509	409	307

資料：パクほか（2008）。

第8付表 期間別の累積輸入量

		単位：千トン		
		2010 ～ 2014 年	2015 ～ 2019 年	2010 ～ 2019 年
先進国重要品目	S1	1 840	3 055	4 895
	S3	1 989	2 545	4 534
途上国特別品目	S2	1 840	2 045	3 885
	S4	1 535	1 535	3 070

資料：パクほか（2008）。

第9付表 シナリオ別の国内米価¹⁾と輸入米供給価格²⁾

単位：トン/80kg

シナリオ		2008年		2014年		2019年	
		国内米価	輸入米供給価格	国内米価	輸入米供給価格	国内米価	輸入米供給価格
先進国	S1	156 118	-	136 078	-	77 290	192 871
重要品目	S3	156 118	228 540	120 699	214 673	89 553	192 871
途上国	S2	156 118	-	136 078	-	102 490	236 594
特別品目	S4	156 118	228 540	150 650	241 445	117 250	236 594

資料：パクほか（2008）。

注1）国内米価の形成には，TRQの影響が含まれており，またTRQには，加工用に限定する等の政府介入を行わない。

2）2014年と2019年の輸入米供給価格は，国際価格に，為替レート，二次関税，品質格差等を加味して計算している。TRQ以外の輸入米価格である。

付録２． 韓国の自給率について

本付録では韓国での自給率目標値設定への取り組みについて簡単に説明したい。韓国で自給率の目標値設定は、「農業・農村基本法」を根拠とする基本計画のなかで行われることになっている。「農業・農村基本法」は、1999年に制定され2000年から実施されており、農業・農村発展計画に関わる条項については、第7章の第42条から第45条に記述されている。1999年の制定当初には自給率への言及はなかったが、2001年の法律改正で、食糧の適正自給目標が基本計画に含まれるべきものとなった（第42条）。

この基本法改正を受け、2004年に「農業・農村基本計画」が発表されたが、自給率の目標値は設定されなかった。

第10付表 韓国での食糧自給率の目標値（2015年）

品目		2015年（目標値）		2004年
		委員会	農林部発表	（実績値）
穀類	コメ	90	90	96.5
	麦類 ⁽¹⁾	4	4	7.6
	豆類 ⁽¹⁾	42	42	25.0
	芋類	99	99	107.6
	野菜類	85	85	94.3
	果実類	66	66	85.2
	牛乳及び乳製品	65	65	73.4
	肉類	73	71	79.3
	牛	46	46	44.2
	豚	81	81	86.0
	鶏	90	80	90.6
	鶏卵類	100	100	100.0
	水	58		68.6
	魚類	41		48.5
	貝類	83		93.0
	海藻類	100		131.4
	カロリー自給率 ⁽²⁾	48	47	46.7
	主食用食糧自給率 ⁽³⁾	54	54	65.3
	穀物自給率（飼料用を含む）	29	29	26.8

資料：農林部食糧政策課（2006），農林部（2007）。

注1）飼料を除いた食料自給率（加工を含む）。

2）カロリー自給率は水産物も含む。

3）主食用食糧自給率はコメと麦類が対象。

その後、国内での様々な議論を踏まえ、2005年4月に具体的な自給率目標値を設定するため、27名の専門家からなる食糧自給率諮問委員会を設置し、第一回の諮問委員会会議を開催した。その後数回の議論を経て、食糧自給率諮問委員会は2006年4月に対政府建議書を提出した。この内容は第10付表に示されており、2015年の自給率目標が建議された。

この建議書をもとに、農林部内で目標値が検討され、さらに中央農政審議会で審議（2006年12月18日）され、最終的に2006年12月29日に自給率目標が決められた。ここで決定された値は、建議書の内容と大きな相違がない（第10付表）。第10付表をみると分かるように、食糧自給率目標値は、主要品目別の自給率、主食用穀物自給率、飼料用を含む穀物自給率、カロリー自給率に対して設定されている。自給率目標で注目すべき点は、コメや麦類、主食用食糧等で2004年よりも低い値が設定されていることである。この目標値は、DDA/FTA交渉等による国内外需給条件を反映させるため、5年ごとに修正・補完することになっている。

なお2007年12月に「農業農村基本法」が改訂され、「農業・農村および食品産業基本法」となった。この法律では、14条に、食糧用米と麦類の自給率、すべての穀物の自給率、牛肉・豚肉・鶏肉および牛乳の自給率を5年ごとに設定し、農業・農村および食品産業に関する中長期政策の指標として活用する、としている。しかしこの法律に基づく、基本計画はまだ発表されていない。

- 注 (1) 韓国では、MMA 米と略している。
- (2) 各品目に対する自給率は第 11 表に示した。また韓国の自給率向上の取り組みについては、付録 2 を参照。
- (3) 第 6 章で説明するように、他作物へ転作は 2010 年から実施されている。
- (4) 以下の議論は、農林部『農業・農村および食品産業に関する年次報告書』（各年版）、韓国コメ加工食品協会（2010 福田（2010））を参考にした。
- (5) 利害当事国にはその他に、インド、パキスタン、エジプト、カナダ、アルゼンチンが含まれる。
- (6) 履行 5 年目となる 2009 年に多国間履行状況の中間点検を実施する。
- (7) マークアップの上限は設定されていない。
- (8) 関税化に転換する場合、3 ヶ月前までに関税率等の詳細な内容を WTO に報告する必要がある。
- (9) 加工用は主にモチ・麺類加工、アルコール製造に利用されている。
- (10) 国家別クォータ（精米単位）は、中国（116159 トン）、米国（50076 トン）、タイ（29963 トン）、豪州（9030 トン）となっている（韓国コメ加工食品協会（2010））。
- (11) 金ドンファンほか（2007）、パク・ドンギョほか（2006）。
- (12) 筆者が農林水産食品部を訪問したとき（2009 年 11 月）、対応者の一人が公社から派遣された職員であり、実際に担当課で業務に携わっていた。このように農水産物公社は、農産物輸入に関し農林水産部との間に強い連携関係があると思われる。
- (13) ここでの議論は、農林水産食品部（2008）pp.267～269 を参考にした。
- (14) 2005 年度には、収穫期に価格が暴落したため、別途に 14.4 万トンを買入れしている。
- (15) 本節は、農林部『農政に関する年次報告書』（各年版）、李（2006）、パクほか（2004）を参考にした。
- (16) いうまでもなく、国境措置は存在している。
- (17) 以上から分かるように、この制度は、細部で異なるが、日本の品目横断経営安定化政策の収入減少影響緩和対策に類似している。
- (18) 目標価格設定の詳細は、パクほか（2004）pp. 41～48 を参照。
- (19) 目標価格は 3 年間ごとに変更する予定であったが、2009 年初の国会で、2008～2012 年の 5 年間も 2005～2007 年と同一価格の 170083 ウォンにすることになった。
- (20) 本節の議論は、農林部（2006）、国会予算政策処（2006）を参考にした。
- (21) その他の『農業展望』については、付録 1 を参照
- (22) 関税化猶予期間は MA 米以外の輸入は発生しない。
- (23) 長期的には、二次関税率が低下していくことも考慮する必要があるが、ここではそのような仮定はなされていないと思われる。福田（2010）では、二次関税引き下げの影響を加味した試算値が示されている。
- (24) 韓国農村経済研究院（2009 p. 501）では、補填後の受取価格が、14 万 2 千～14 万 9 千ウォン/80kg に維持されると予測している。
- (25) 生産調整の導入に関してはシン・ジェグン（2009）を参照。ただし、生産調整を実施する場合に、コメの生産へ誘因を与える直接支払制度との整合性をいかに維持するののかという複雑な問題が提起されている。

【引用文献】

日本語文献

- [1] 福田竜一『貿易自由化交渉の多層的展開期における農産物貿易問題の研究』農林水産政策研究所、2010 年
- [2] 李哉法「IV. 韓国」岸康彦編『世界の直接支払制度』農林統計協会、2006 年

韓国語文献

- [3] 金ドンファンほか『輸入米の国内流通実態およびコメ市場影響分析研究』農食品新流通研究院、2007 年
- [4] 国会予算政策処『2005 年度 歳入・歳出決算分析』2006 年
- [5] 農林部『農業動向に関する年次報告書』1996～1999 年
- [6] 農林部『農政に関する年次報告書』2000～2005 年
- [7] 農林部『2006 年度 農政に関する年次報告』2006 年

- [8] 農林部食糧政策課「食糧自給率諮問委員会、食糧自給率の目標値設定の対政府建議書提出」報道資料 2006 年
- [9] 農林部『2007 年度 農政に関する年次報告』2007 年
- [10] 農林部食糧政策局『糧政資料』2007 年
- [11] 農林水産食品部『2008 年度 農業・農村および食品産業に関する年次報告書』2008 年
- [12] 農林水産食品部『糧政資料』2009 年 a
- [13] 農林水産食品部『2009 年度 農漁業・農漁村および食品産業に関する年次報告書』2009 年 b
- [14] 農 林 水 産 食 品 部 「 2010 年 全 体 の コ メ 在 庫 量 は 約 140 万 トンを 展 望 」 報 道 資 料
(http://mifaff.korea.kr/gonews/branch.do?act=detailView&dataId=155544927§ionId=b_sec_1&type=news¤tPage=1&f1Comment=1&f1Reply=0) 2010 年 7 月 30 日 アクセス
- [15] パク・ドンギョほか『稲作農家の所得安定方案研究』韓国農村経済研究院, 2004 年
- [16] パク・ドンギョほか『輸入米の価値評価および代替効果分析』研究報告, 韓国農村経済研究院, 2006 年
- [17] パク・ドンギョほか『コメの関税化猶予 3 年の評価と今後の方向』政策討論会資料集 韓国農村経済研究院 2008 年
- [18] シン・ジェグン「コメの需給動向と政策課題」CEO Focus 241 号 2009 年
- [19] 韓国コメ加工食品協会「コメ情報」(http://www.krfa.or.kr/05data04_dda02.html#mc04) 2010 年 7 月 30 日 アクセス
- [20] 韓国農村経済研究院『食品需給表』各年
- [21] 韓国農村経済研究院『農業展望』韓国農村経済研究院、2009 年
- [22] 韓国統計庁『農家経済統計』KOSIS、国家統計ポータル (<http://kosis.kr>) 2010 年 7 月 30 日 アクセス